

住宅ローンは、もつとがんばる。
毎日がんばるあなたのため、
毎日がんばるあなたのために、



JA銀行なら、
三大疾病により、所定の
状態と診断されたら、
住宅ローン残高が
0円に。

JA三大疾病保障付住宅ローン
サポート3



三大疾病保障特約付団体信用生命共済

死亡・
後遺障害保障に
加え…

三大疾病により、
所定の状態と
診断されたら

がん
急性心筋梗塞
脳卒中

住宅ローン残高が
0円に



死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により、所定の状態(※)と診断された場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

※詳しくは裏面をご覧ください。

対象住宅ローンの金利に + 年0.2% 上乗せでOK!

まずはお気軽に窓口までご相談ください。――

JA銀行大阪(JA/信連) 0120-817-106

ホームページ
ページは
こちら

<https://www.jabankosaka.or.jp/ja/>
JA銀行大阪

検索

近くのJA銀行も
探せます!

「JAとのお取引はこれから」というお客さまもお気軽にお問い合わせ・ご相談ください! (ご利用に際し、出資が必要となる場合がございます。)

[JA三大疾病保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点] JA三大疾病保障付住宅ローンをご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなります。団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。○本「JA三大疾病保障付住宅ローン」のご案内はJA三大疾病保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済」被共済者加入申込書兼告知書に添付されている「団体信用生命共済の説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。○ローンのお申し込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申し込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

・左記上乗せ金利は2023年4月1日から2024年3月31日までにJAにお借入れのお申込をされた方が対象となります。
・実際の融資金利はお近くのJA窓口までおたずねください。

2023年4月1日現在

JA三大疾病保障付住宅ローン

[三大疾病保障特約付団体信用生命共済]

対象商品	「JA住宅ローン」					
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。</p> <p>①住宅の新築・購入(中古住宅も含む) ②宅地の購入(一定期間内に新築し、居住する予定があること) ③住宅の増改築・改装・補修 ④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改装・補修 ⑤上記①～④のお借入とあわせた他金融機関等からお借入中の目的型ローン等の残債務のお借換(おまとめ住宅ローン対応) ⑥上記①～⑤に付随して発生する一切の費用</p>					
借入金額	<p>○10万円以上10,000万円までとし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。</p> <p>○なお、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。</p>					
お借入期間	<p>○3年以上40年以内 ※他金融機関住宅ローンのお借換えの場合は、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内 ※おまとめ住宅ローン対応を行う場合は、お借入期間は、住宅ローンにおけるお借入期間の範囲内</p>					
ご利用いただける方	○詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。					
ご融資条件	○詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。					
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年0.2%					
担保	○ご融資対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定登記させていただきます(すでにお持ちの土地に建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます)。担保物件については、火災共済(保険)にご加入いただき、その共済(保険)金請求権に質権を設定させていただく場合があります。					
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。					
正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済					
付帯される共済についての概要	年齢 加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。					
	告知 今までに、悪性新生物(上皮内がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されると、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額(借入金額)や傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。(健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)					
	保障期間 この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。					
共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われる住宅ローン残額(利息を含む)が全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。					
	1.死亡されたとき					
	2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき					
	3.三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき					
	<table border="1"><tr><td>悪性新生物(がん)</td><td>保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。</td></tr><tr><td>急性心筋梗塞</td><td>保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき</td></tr><tr><td>脳卒中</td><td>保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</td></tr></table>	悪性新生物(がん)	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	脳卒中
悪性新生物(がん)	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。					
急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき					
脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき					
共済金が支払われない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかつたか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金) [ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となつた事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき(後遺障害共済金・三大疾病共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)					
	*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。					
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」と「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。						

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。

審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

2023年4月1日現在